

文教福祉常任委員会

委員長 太田 淳一

南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

質疑 国保広域化に伴い、保険料は県内統一ではなく市町村単位で決めるのか。

答弁 今の予定では、平成36年度から県内統一の保険料を目指しているが、それまでは、市の裁量で保険料率を決定することができる。

質疑 被保険者に対し市町村独自に行っている対応策はどうなっていくのか。

答弁 平成35年までについては、基金の活用について、市町村が決めて活用していくことができることから、国税の軽減策等に使用していく考えである。さらに、保健事業等についても、昨年から特定健診の無料化等を行っており、その部分についても継続していく考え。

審査の結果、原案通り可決。

南相馬市いじめ防止等に関する条例制定について

【主な内容】
いじめの防止等に係る基本理念や関係者の責務及び役割並びに基本的な施策を定め、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境の実現を目指す。

【責務と役割】
○市の責務…いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する。

○教育委員会の責務…学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じる。

○学校の責務…学校全体でいじめの防止等に取り組む。子どもが相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育む教育活動に努める。子ども・保護者が安心して相談できる環境を整える。
○保護者の役割…子どもに、

いじめは絶対許されない行為であることを理解させる。

○子どもの役割…いじめを行ってはならないこと。人格を尊重するよう努める。

○市民等の役割…地域において子どもの見守り、声掛け等を行い、子どもが健全に過ごすことができる環境づくりに努める。

○関係機関等の役割…いじめの防止等のための対策の推進に関し、相互に連携を図る。

【施行日】 平成30年4月1日

質疑 条例制定だけで終わることなく、今後これを基軸にして、教育委員会、先生方、PTAや保護者など関係機関とどのようにリンクさせ、いじめ等の未然防止に当たっていくのか。

答弁 学校と保護者の連携が、第一義的ないじめの防止であり、情報提供も保護者からいただいている。しかし、通常学級に在籍するお子さんで、いわゆる発達障害がいを抱えているかも

しれないお子さんの対応などで、非常に生徒指導も困難を極めている。そういったことから、専門機関、養護教育センター、または福祉部門など、様々なところと情報共有しながら、教育委員会が中心となり、学校との間に入っていじめ防止に努めていく考え。

審査の結果、原案通り可決。

平成30年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について

質疑 現時点での繰越金は5億2千万円に及んでいる。6月本算定までには決算見込みが出ると思うが、同じ方法で課税すれば、また余ってしまうという繰り返しになるのではないのか。

ここを本算定までの間に誰もが納得ができる予算を組むべきと思うが如何か。

答弁 国保税の算定の方法については、これまで間違っただけで、これまでは30km圏外の方だけ多く徴収したとも考えていない。しかし、税の求め方や資料等についても、わかりにくいものを提出してしまつたということも踏まえ、本算定までにはしっかりと示し、資料を整えて説明したい。

審査の結果、原案通り可決。

平成30年度南相馬市病院事業会計予算について

医師確保について、地元出身の医師が県外の病院に勤めている方や、あるいはそろそろリタイアするという方もいらっしゃるのではないかと思う。様々なネットワークを駆使しながら確保に当たるべきではないか。

答弁 今まで福島県立医大に多くを頼っていたが、現在は、様々なネットワーク等を駆使し、県外の病院、関東圏の大学等にもお話ししている。指摘いただいたように、様々な情報網にあたりながら、積極的に動いていく考え。

質疑 小高では特に高齢者が多く戻ってきていることから、安心感を求めていることが必要であり、介護と連携した病床もあって良いのではないか。安価にできる工夫をして、重荷にならないような体制で、小高病院のあり方を模索する必要があるのではないか。

答弁 小高の現状について、高齢化が進んでおり、なかなか自らの足で通院できない方も多く、在宅医療を中心に進めている。医学的な管理が必要な患者は一方、自宅で過ごしている方が家族の介護力が無くなつた時、どのような公的な支援、施設等が必要なのかを考えていかなければならない。小高の皆様が安心して居られるという目的をしっかりと捉え、福祉分野も含め幅広い観点で検討していきたい。

審査の結果、原案通り可決。

建設経済常任委員会

委員長 渡部 一夫

南相馬市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

【主な内容】

公営住宅法の一部改正に伴い、認知症患者等の収入申告義務の緩和に関する規定を加えるため、改正を行うもの。

質疑 公営住宅法の改正により、「認知症患者等の収入申告の緩和が追加される、本人からの収入申告が困難と認める場合、市が官公署の書類の閲覧により把握できた収入状況により家賃を設定する」ことが可能になったが、本人への内容の説明について伺う。

答弁 本人からの申告が困難な場合、家族、連帯保証人の方々から申告の支援、協力を頂くが、協力も頂くことが難しい方についても、積極的にアプローチをして協力を頂くようにするが、それでも、なおかつ

平成30年度南相馬市水道事業会計予算について

質疑 水道料金の単価の見直しについて伺う。

答弁 平成29年度に、原町の水道事業会計について、アセットマネジメントを作成した。その資料に基づき、今後、内部留保資金等々を含め、設備改良や配水管の布設替等を考慮しながら、できれば6月議会くらいまでには方向性を出していきたい。

審査の結果、原案通り可決。

石綿管更新事業について

質疑 石綿管の交換の状況について伺う。

答弁 原町水道事業としての石綿管の延長は、4万3千436メートルほどであり、平成に入ってから更新が進み、現在の残延長として把握しているのは、導水管も含めて、1千978・6メートルとなっている。今回の更新は原町区栄町三丁目地内、中央通りの大内貸衣装から南側の平成通りまで、120メートルの区間である。

審査の結果、原案通り可決。

平成30年度南相馬市下水道事業会計予算について

質疑 原町区内の住宅密集地の下水道整備について伺う。

答弁 今整備を進めているところは、事業認可がおりたところを5年かけて整備している。今後事業認可の枠の拡大は、下水道の需要と、事業費の兼ね合いを見ながら検討していく。

審査の結果、原案通り可決。